

平 3 0 財 政 第 1 号
平成30年(2018年)4月1日

各 部 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
議 会 事 務 局 長
各 種 委 員 会 事 務 局 長
企 業 局 長
様

総 務 部 長

平成30年度予算の執行について（通知）

本年度の当初予算は、「活力みなぎる山口県」の実現に向け、明治150年を契機とし、「山口ゆめ花博」などを通じて県全体の活力を高めるとともに、これまでの県づくりの成果を活かし、最重要課題である人口減少問題をはじめとて様々な課題の克服に向け、新たな県づくりを速やかに前に進めていくための予算として、『『3つの維新』発進予算』と位置付け、編成しました。

また、約1,300億円と見込む行財政構造改革期間中の財源不足については、行財政改革統括本部で取りまとめた改革の方向性に沿って、総人件費の縮減、全事業の見直し等の歳出構造改革や、保有基金の取崩し、保有財産の活用等の臨時的・集中的な財源確保対策、執行段階での節減等に取り組むことにより、平成33年度までの改革期間中における財源不足解消に一定の目途が立ち、改革後の平成34年度時点における臨時的な財源確保対策に依存しない財政運営の実現にも見通しが立ったところです。今後は、この改革を実現するため、取組を着実に実行し成果を積み上げていくことが必要です。

従って、本年度の予算執行にあたっては、「山口ゆめ花博」をはじめとする明治150年プロジェクト「やまぐち未来維新」や「3つの維新」への挑戦に向けた諸施策の着実な推進を図る一方で、収支均衡した持続可能な財政構造への転換に向け、行財政改革統括本部の進行管理の下、不断の検証と見直しにも努めながら、改革効果の確実な発現を図っていくことが不可欠です。

各部局におかれては、これらの点を十分に認識され、下記事項に留意の上、本年度の予算執行に当たられるようお願いいたします。

第1 全般的事項

- 1 「『明治150年』の開花と未来への継承」「新たな『3つの維新』の始動」に関連する諸施策については、現場重視・成果重視・スピード重視を基本に、適切な進行管理の下、目に見える成果が上がるよう、効率的かつ積極的に取り組むこと。
- 2 各施策の所期の目的が確実に達成され、早期に、かつ最大限に効果が発現されるよう、適切な進行管理の下、迅速な事業実施に努め、国、市町、民間等との適切な役割分担の下、県が果たすべき役割を踏まえながら、県民や市町、関係団体等との連携・協働を一層進めるとともに、事業の実施状況を踏まえつつ、「最小の経費で最大の効果」が上がるよう、予算の厳格かつ効率的な執行を図ること。
- 3 行財政改革統括本部の下、本年度当初予算編成で見込んだ歳出構造改革や財源確保対策等の取組を着実に実行することにより、所要財源を確実に確保するとともに、状況の変化や事業の進捗を踏まえた検証・見直し、新たな収入の追加確保等に取り組むこと。
- 4 将来、多額の追加財政需要が予測される事業・プロジェクト等については、今後の実施必要性等を徹底的に検証した上で、その事業計画や財源計画等について、財政課と事前に十分協議をすること。

また、「山口県公共施設等マネジメント基本方針」（平成27年3月策定）に基づき、財政負担の軽減に向け、施設の統合や複合化、部局を超えた相互利用・廃止を検討し、公共建築物総量の適正化に取り組むこと。

- 5 法規等に定めるものは、これに従って適正な予算執行を行うとともに、チェック体制や指導體制の整備、強化を図るなど、財務会計事務の一層の適正化を進め、公正かつ適正な予算執行に努めるほか、外部監査制度も積極的に活用すること。

なお、年間を通じた計画的かつ効率的な予算執行の結果、執行残が見込まれるものについては、適切に減額補正の措置を講じること。

第2 歳出予算に関する事項

歳出予算については、社会情勢の変化や各事業の費用対効果等を十分見極めた上で、事業目的に沿って効果的・効率的に執行し、執行段階での節減に努めること。

- 1 本年度当初予算は、年間総合予算として編成したものであることから、真にやむを得ない場合を除き、原則として補正は行わない方針であること。

また、やむを得ず歳出予算の補正を行う際においては、既定事業の振替等によって財源を捻出すること。

- 2 国補助事業については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の関係法令等に基づき、また、県補助事業については、「山口県補助金等交付規則」（平成18年山口県規則第138号）及び各事業の補助要綱等に基づき、一層適正な執行に努めるとともに、補助効果の確実な確保を図ること。

各補助事業に係る市町や財政援助団体等に対する指導監督に当たっても、これらの趣旨を踏まえ、一層の適正化に努めること。

- 3 入札・契約事務については、引き続き、透明性・競争性・公正性のより一層の確保と、不正行為の排除に取り組むとともに、「政府調達に関する協定」（平成7年12月8日条約第23号）や政策入札制度等を踏まえ、適切な執行を図ること。
- 4 各事業の執行に当たっては、状況を踏まえた適切な進行管理等により、年度内完了に努めること。

なお、やむを得ない事情で年度内完了が困難となった場合には、遅滞なく繰越手続きをとるなど、適切な措置を講じること。

- 5 公共事業の実施に当たっては、事業効果の早期発現はもとより、地域経済の下支えに資する観点から、繰越分も含めた早期発注を図るとともに、県内景気の動向等に応じ、機動的、弾力的な施行ができるよう、適切な事業計画に基づく進行管理を行い、事業の年度内完了に努めること。

また、県内中小建設業者の受注機会の確保や地域産業の育成に配慮しつつ、公正な競争が確保できるよう、適切な執行管理に努めること。

- 6 歳出予算の配当については、事務の簡素・合理化の観点から、年度当初において全額電算登録を行うが、現在直面している厳しい財政状況に鑑み、執行段階における節減を図るため、四半期毎の執行限度額は、予算執行上やむを得ないと認められるものを除き、次のとおり取り扱うこと。

(1) 物件費

執行限度額の設定を行うこととし、その具体的な取扱いについては、別途、行財政改革統括本部で決定の上、通知する。

(2) その他の経費

原則として、四半期ごとに、歳出予算額の4分の1相当額を執行限度額とすること。

- 7 歳出予算に係る節のうち、次に掲げる節については、次の点に留意の上、適切に執行すること。

(1) 給料、職員手当等、共済費

職員の人件費は、最大の事業費であることを自覚し、マンパワーを有効に活用した業務遂行と県民サービスの向上に努めること。

また、時間外勤務手当については、「県庁働き方改革」の推進により、業務の効率化や生産性の向上等に一層取り組み、これまで以上の縮減に努めること。

(2) 賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費

これらの経費の執行に当たっては、職員のコスト意識の徹底・強化を図り、「簡素化」、「集約化」、「共有化」の視点から、一層の節減合理化に取り組むこと。

このうち、省資源・省エネルギー等の取組については、「山口県庁エコ・オフィス実践プラン(山口県地球温暖化対策実行計画)」(平成27年6月一部改正)により、県自ら環境への負荷の低減を進めるため、全庁的に強化を図っているところであり、節電等の実践活動をより一層推進すること。

また、食糧費、交際費等については、「食糧費執行基準」(平成8年12月11日付け人事第555号・財政第21号、平成15年4月1日付け財政第3号)、「交際費執行基準」(平成9年3月27日付け財政第313号)等に基づいて、引き続き厳正な執行に努めること。

(3) 負担金補助及び交付金、委託料

原則として精算払とし、やむを得ず概算払を必要とする場合は、必要最小限とすること。

また、本節の支出対象となっている外郭団体に対しては、「外郭団体の運営の指導に関する指針」（平成25年8月改訂）に基づき、業務や組織の見直し等による簡素・効率化や、健全な経営体制の確保について、十分指導を行うこと。

(4) 貸付金、出資金

対象事業の内容、資金需要の状況等に基づき、具体的な必要額を適時適切に執行すること。

特に、制度融資に係る協調資金を金融機関又は団体等に貸し付ける場合は、末端における融資状況等を勘案の上、必要な都度、所要額を執行すること。

(5) 繰出金

特別会計の資金収支の状況に応じて、必要な都度、所要額を執行すること。

第3 歳入予算に関する事項

歳入予算の各財源については、従前にも増して、その早期収納・確保を図るとともに、可能な限りの財源確保対策を積極的に進め、一層の増収に取り組むものとし、特に次の点に留意すること。

- 1 県税収入については、今後の経済情勢や税制改正の動向等に十分留意しつつ、課税客体、課税標準等の的確な把握に努めるとともに、個人住民税の併任徴収、搜索の日常化や、インターネット公売の活用などの徴収対策の強化等により、未収額の一層の縮減を図り、収入の確保に努めること。
- 2 県が保有する産業団地及び分譲宅地については、適切な管理を行いつつ、引き続き、積極的な売却に取り組むこと。
- 3 組織再編や公舎再編等に伴い公用・公共用としての利活用が見込まれない未利用財産に加え、その他の売却可能な財産についても、売払い処分を一層推進すること。

また、直ちに売却困難な財産等についても、貸付の実施による財源確保に向けて最大限取り組むこと。

- 4 不用備品・物品等については、物品会計検査等を通じて掘り起こしを行い、インターネット公売等を活用して、積極的に売却を進めること。
- 5 貸付金等における税外未収金については、「山口県債権管理条例」（平成27年山口県条例第1号）に基づき各部局に設置した「債権管理者」のもと、債権管理プランに掲げた縮減目標に沿って、組織的・計画的に取り組むこと。

また、必要に応じ、滞納処分、訴訟等の法的措置を実施するなど、実態に即した債権保全措置を講ずるほか、同条例による不良債権処理の規定を活用するなど、未収金対策の効率化を図ることにより、新規滞納の発生防止に努め、収納の促進や計画的な債権回収に取り組むこと。

- 6 「個人版ふるさと納税」については、対象となる施策に対する理解や応援を得るとともに、ふるさと納税への関心を高め、新規寄附者の開拓や寄附額の増額に繋げる取組を進めること。

また、「企業版ふるさと納税」については、本県にゆかりのある企業等に対し、積極的なPRを行うこと。

- 7 ネーミングライツについては、「ネーミングライツ導入ガイドライン」（平成30年3月策定）に沿って、スポーツ・文化施設等への積極的な導入を図ること。

また、ホームページにおけるバナー広告や、県有施設、広報誌等への企業広告の導入など、収入確保の取組を一層推進すること。

- 8 国庫支出金に係る前金払、概算払制度の積極的な活用や、負担金等の適期調定・収納等を図り、資金収支の改善に努めること。
- 9 各種基金及び制度融資の預託については、借入相殺枠の活用により、安全性の確保を図りつつ、確実かつ有利な運用管理に努めること。

第4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為が将来における財政硬直化の大きな要因となることを十分認識し、限度額を前提とした安易な執行を行うことなく、状況によっては執行段階で事業規模を圧縮するなど、歳入歳出予算の執行方針に準じて、適切な執行に努めること。

第5 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計に係る予算執行については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行(平成20年4月)も踏まえ、一般会計に係る予算の執行方針に準じて、適切な執行に努めること。

特に企業会計については、独立採算制の建前から、執行の効率化に十分留意し、一層の運営の合理化と経営基盤の強化に努めること。